

岩倉市自治体マイナポイント事業実施ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、物価高騰下における市民の生活支援及び地域経済の活性化、キャッシュレス決済の利用促進並びにマイナンバーカードの取得促進を行うことを目的として岩倉市自治体マイナポイント事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、自治体マイナポイント利用規約（以下「規約」という。）第1条第3項の自治体の定めるガイドラインとして、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて使用する用語は、規約において使用する用語の例による。

(申請要件)

第3条 事業における規約第3条第1項に規定する申請要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカードを取得していること。
- (2) マイナンバーカードの券面に保持している居住する住所情報が岩倉市であること。

(連携決済事業者等)

第4条 事業における連携決済事業者及びキャッシュレス決済サービス（以下「対象キャッシュレス決済サービス」という。）は、次の表のとおりとする。

連携決済事業者	対象キャッシュレス決済サービス
楽天E d y株式会社	楽天E d y
K D D I 株式会社	a u P A Y
株式会社N T T ドコモ	d 払い

(対象行為)

第5条 規約第9条第1項に規定する対象行為（以下「対象行為」という。）は、対象キャッシュレス決済サービスを利用した対象店舗での決済とする。

(対象店舗)

第6条 前条に規定する対象店舗は、対象キャッシュレス決済サービスを

導入している市内の店舗のうち、市と連携決済事業者が指定した店舗とする。

(申請の期間等)

第7条 規約第4条第2項に規定する申請の期間、規約第9条第3項に規定する付与対象期間及び同条第6項に規定する自治体マイナポイントの付与時期は、対象キャッシュレス決済サービスの区分に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。

対象キャッシュレス決済サービス	申請の期間	付与対象期間	自治体マイナポイントの付与時期
楽天E d y	令和4年12月1日から令和5年2月28日まで	令和4年12月1日から令和5年2月28日まで	対象行為を行った月の翌月10日
a u P A Y	令和4年12月19日から令和5年2月28日まで	令和5年1月1日から令和5年2月28日まで	対象行為を行った翌々日
d払い	令和4年12月19日から令和5年1月31日まで	令和5年1月1日から令和5年1月31日まで	令和5年2月28日

(自治体マイナポイントの付与方法)

第8条 規約第9条第4項に定める自治体マイナポイントの付与方法は、前条の表に定める付与対象期間中に行った対象行為に係る金額の30パーセントの額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、対象キャッシュレス決済サービスで使用するポイントにより還元する方法による。

2 前項の規定により付与するポイントは、1人につき5,000円を上限とする。

(雑則)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和4年12月1日から施行する。
(ガイドラインの失効)
- 2 このガイドラインは、令和5年3月31日限り、その効力を失う。